

る。資格の有効期限はない。

潜水士資格保持者の人数は、把握されていない。

(ル) 香港

潜水業務にはガイドラインが設けられている。(Safety and Health at Work for Industrial Diving, Jan 1998 Labour Dep.)

潜水士は潜水方法によって3つに区分される。

- (1) SCUBA air diving
- (2) Surface-supplied air diving (海上送気型)
- (3) Mixed gas or bell diving (釣鐘型潜水器)

(7) マレーシア

潜水業務については、特別の資格規定はない。

(リ) メキシコ

メキシコでは、潜水業務に関する公的資格はない。

(5) 衛生管理者関係

イ. 資格制度の有無

情報が得られた国・地域のうち、アメリカ、メキシコでは資格制度はない。韓国、ベトナムでは、衛生管理者相当の資格がある。インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、香港、マレーシアでは、安全管理者相当の資格者が労働衛生管理も担当することになっている。、シンガポール、フィリピンでは、救急処置担当者が定められている。

中国は、新しい法律が制定されたが、詳細な規則はまだ制定されていない。制度としての衛生管理者は、現時点では詳細は不明である。オーストラリアについては、詳細を調査できなかった。その他、インドにも Safety Officer 制度があるようである。

資格者の職務は様々で、インドネシア、フィリピンでは、コンサルタント資格と重なる部分がある。また、インドネシアでは、監督官に準ずる職務も求められている。

ロ. 資格の種類と区分

公的資格制度のある国・地域のうち、免許制度となっている国・地域は、韓国(産業保健管理技士)、タイ(Safety Officer: 専門職レベル)、台湾(安全衛生管理員: 一部)、フィリピン(Safety Officer: 常勤者)である。教育機関等による資格証書による国は、オーストラリア、タイ(専門職レベル以外)、台湾(一部)、フィリピン(非常勤)、ベトナムである。登録制度となっている国は、シンガポール(Safety Officer)、香港(Safety Officer)、マレーシア(Safety and Health Officer)である。

救急処置者は、シンガポール、フィリピンとも講習修了証書による資格である。

韓国では、保健管理者を、医師、産業保健管理技士、看護師から選任することになっている。

タイでは、安全技師に一般作業者レベル、職長レベル、管理者レベル、専門職レベルの区別がある。フィリピンでは、安全技士に常勤と非常勤の区別がある。ベトナムでは3つの区分に分かれており、各々に5つのクラスがある。

シンガポールでは、常勤又は非常勤の Safety Officer を業種及び規模により選任しなければならないと規定されている。

#### ハ. 資格の取得と更新

公的資格制度のある国・地域のうち、韓国、タイ（専門職レベル）は試験による。インドネシア、シンガポール、タイ（専門職レベル以外）、フィリピン、マレーシアは教育・訓練による。ベトナムでは、訓練だけで資格が取得できるが、更新時には試験に合格する必要がある。香港は、教育と経験があれば登録できる。

救急処置者は、シンガポール、フィリピンとも講習による。

免許に有効期限があり、更新が必要と分かっている国は、ベトナム（3年）、マレーシア（3年）である。

#### ニ. 各国・地域の状況

##### (イ) アメリカ

アンケート回答によると、連邦政府による資格制度はない。州法による資格については不明である。

##### (ロ) インドネシア

日本の衛生管理者に相当するものとして、Safety Expert がある。Safety Expert は、コンサルタントの項に述べる監督官に準ずる役割のほか、選任されている事業場内で、日本の安全管理者及び衛生管理者に相当する役割を担う。

##### (a) 安全法 (Act No.1 on Safety 1970) (1970年1月12日公布)

第1条(6)で、Safety Expert は、労働省職員以外で特別の資格を有するものから労働大臣が任命するとされている。また、第10条(1)で、労働大臣は、安全衛生委員会を設置する権限を有するとされている。

##### (b) 安全衛生委員会及び Safety Expert の任命手続きに関する労働大臣規則 (No. PER-04/MEN/1987) (1987年7月23日付け)

・第1条c.で、Safety Expert は、特別の技術を有する者であって労働大臣が任命する者とされ、その職務は、安全衛生関係法令の遵守、安全衛生水準の向上につき事業者を補佐することとされている。

・第2条で、100人以上の労働者を有する事業場及び100人未満であっても一定の危険有害業務を行う事業場は、安全衛生委員会を設置しなければならないとされている。

・第3条(2)で、安全衛生委員会の事務は、事業場の Safety Expert に行わせなければならないとされ、同条(3)で、委員会の設置については、事業者からの申請に基

づき労働大臣又はその任命された職員が決定するとされている。

・第5条で、Safety Expert の任命申請は、事業者から労働大臣に対して行い、申請書には、①労働省又は労働省が認可した機関が実施した特別（教育訓練）コースの修了証、②当該事業場に常勤として雇用されていることを証する書面、③その他履歴書、職歴、卒業証書等の書面、を添付しなければならないとされている。

(ハ) オーストラリア

アンケート調査によると、教育機関による資格証書が必要となっている。詳細は確認できなかった。

(ニ) 韓国

「産業安全保健法」第16条において、一定の事業場においては保健管理者を置くこととされており（資料7-3）、産業医師、産業保健管理技士又は看護師の中から選任することとされている。このうち、産業保健管理技士は国家技術資格法に基づき韓国産業人材公団が実施する筆記及び実技試験（検定）の合格者に対して付与される資格である。また、医師及び看護師については保健部が実施する国家試験の合格者に対して付与される。有効期限はない。

1999年度における保健管理者は約2,000名との調査結果がある。

(ホ) シンガポール

衛生管理者と同等の資格制度はないが、労働衛生に関係する資格としては、救急措置者（First-aider）と安全管理者（Safety officer）の制度がある。

救急処置者については、工場法第58条第3項において、「救急箱又は戸棚は責任者の下で管理され、25人を超える人を雇用する工場における責任者は、救急医療の取扱いについて訓練を受けた者とする。責任者は、就業時間中は常に直ちに出勤可能でなくてはならない。各作業室には、その部屋に備えられた救急箱又は戸棚を管理する者の名を示す通知を掲示しなければならない。」と規定されている。

救急措置者の教育コースは、安全衛生センターが実施しており、修了すれば救急処置者となることができる。登録の必要はない。

安全管理者については、次のとおりである。

(a) 工場法第71条第2項は、次のように規定している。

- ①本条は、大臣が官報に公告して命令を発することにより指定する型又は種類の工場に適用する。
- ②本条が適用される工場の事業者は、安全管理者として資格ある者を雇用しなければならない。
- ③本条の規定により雇用される安全管理者は、第1項の規定により定められた命令により特定された区分に従って常勤又は非常勤で、本法及び本法の下で制定される規則の規定の遵守について一般的監督を行い、工場内の業務の安全な実行一般を促進するためにのみ指名、雇用される。

④安全管理者は、大臣が官報で告示する時々の指示により、その資格を得又は訓練を受けなければならない。

(b) 工場（安全管理者）令（Factories (Safety Officers) Order）は、次のように規定している。

第2条 常勤安全管理者の選任

- a. 労働者 100 名以上を雇用する船舶の製造、修理、解体業の工場
- b. 労働者 100 名以上を雇用する木材加工業の工場
- c. 石油化学業の工場
- d. 500 名以上を雇用する工場、ただし、縫製又は電気製品製造業、若しくは建設業を除く。

第3条 非常勤安全管理者の選任

- a. 労働者 500 名以上を雇用する繊維又は電気製品製造業の工場
- b. 労働者 100 名以上を雇用するその他の工場（前号 a. の業種及び建設業を除く）

第4条 常勤安全管理者は少なくとも週 40 時間以上、非常勤安全管理者は少なくとも 15 時間以上当該工場に勤務しなければならない。

(c) 工場（安全管理者の資格と訓練）告示（Factories (Qualification and Training of Safety Officers) Notification）（資料 8-4）の規定では、工場監督局長が承認した大学等を卒業した者は、所定の講習を受けることなく登録を受けることができるが、実質的には、講習を受けて登録安全管理者になることとなる。

この講習は、人材開発省の安全衛生教育広報センターが実施している。

(h) タイ

衛生管理者に直接的に対応する資格は規定されていないものの、安全技師（Safety Officer）制度があり、主要な業務である安全管理のほかに、労働衛生についてもカバーすることとなっている。

安全技師には、一般作業者レベル、職長レベル、管理者レベル及び専門職レベルの 4 つのレベルがある。労働者の作業安全に関する労働社会福祉省令の安全管理者に関連する条文を資料 9-3 に示す。

1997 年 3 月に現在の安全技師制度になってから 130,000 人（全レベルの合計）が講習を修了しており、このうち、専門職レベルの安全技師は約 10,000 人である。

(a) 一般作業者レベル、職長レベル及び管理者レベルの安全技師

これらの安全技師の資格は、講習修了者に与えられる。この講習は労働保護福祉局の指定を受けた機関が行うこととなっている。従来は労働保護福祉局の出先も行っていたが、今後は全て指定機関に行わせることとなっている。各レベルの講習時間、修了証の交付手続きなどは、労働保護福祉局長通達で定められている。

(b) 専門職レベルの安全技師

専門職レベルの安全技師の免許（Certificate）は、労働保護福祉局長が講習修了者等に対して交付する。

専門職レベルの安全技師免許の取得条件は、①労働衛生等の一定の分野における

学士以上の教育を終了したこと、又は②専門職安全技師講習を受講し試験に合格したこと、である。

①として、マヒドール大学の産業衛生学部卒業者が指定されている。

②の専門職レベルの安全技師講習は、労働保護福祉局の指定を受けた機関が行うこととなっている。従来は労働保護福祉局の出先も行っていたが、今後は全て指定機関に行わせることとなっている。専門職レベルの講習時間は、180 時間と労働保護福祉局長通達で定められている。

専門職レベルの講習を受講するには、次のいずれかに該当することが必要である。

- ・高等専門学校以上の教育を修了した者
- ・旧法時代の安全技師
- ・一般作業員レベルの安全技師として 5 年以上の経験を有し、かつ、過去 2 年間に於いて災害率を年 10%以上減少させた実績を有する者

#### (ト) 台湾

関連した業務の担当者として、総括責任者、安全管理師、衛生管理師、安全衛生管理員、安全衛生業務主管がある。

総括責任者は社長・ライン長になる。資格は特にない。

安全衛生管理員 (Labor Safety and Health Manager) は、安全と衛生が一体となっており、安全衛生関係では代表的な資格である。

安全衛生業務主管は、事業者が部長クラスを指名する。製造業 100 人以上、他は 50 人以上に置く。

安全衛生管理員の資格は、a) 中央、または地方政府が証明書を交付する、b) 講習機関が証明書を交付するという 2 つの場合がある。有資格者は約 80,000 名である。

根拠となる法令：

Labor Safety and Health Law (article 14)

Regulations Governing Labor Safety and Health and Voluntary Inspection (article 7,8)

Rules for Labor Safety and Health Education and Training (article 4)

#### (フ) 中国

職業病防治法が 2001 年 10 月に公布された (施行は 2002 年 5 月 1 日)。この第 19 条第 1 号に「労働衛生を管理するための組織を設置又は指定し、専従又は兼任の労働衛生専門員を置き、その事業所の職業病の予防及び治療に責任を持たせる」という定めがある。この労働衛生専門員についての詳細は、まだ決められていないが、一定の教育を受け試験に合格した者とするのが考えられており、中心的には医師がその任に当たることになると思われる。なお、産業医については、以前から定められているとのことである。また、職業衛生スタッフを、どのような形で法律の実行の中に入れるか検討中とのことである。

関連する部門の担当者としては、安全管理担当者がある。これについては、企業内部の安全管理に関しては、担当者を選任しなければならないという法律が以前労働部から出されているが、免許制度にはなっていない。1997年に基準が公表された。その内容は、学歴（基礎知識）、経験（リスクの分析、検査、災害調査等）及び実績（改善事例、論文執筆等）により評価するもので、実習安全エンジニア、安全エンジニア及び高級安全エンジニアの3つのクラスに分類されている。

国家安全生産監督管理局では、新たな法律を準備中である。この法律に、安全生産管理者の規程を設ける計画がある。

この他に、上海市の例によると、工場の幹部には、「上海市安全幹部証書」が必要とされる。また、「上海市廠長經理労働保護管理合格証書」というものもある。

#### (リ) フィリピン

衛生管理者に関係する資格は、労働安全衛生規則において、安全技士 (Safety Officer)、救急処置者 (First Aider)、労働衛生看護師 (Occupational Health Nurse)、労働衛生医・歯科医 (Occupational Health Physician/Dentist) 及び、労働衛生専門家 (Occupational Health Practitioner) が規定されており、また関連条文においてこれらの資格、選任義務等が規定されている。

##### (a) 安全技士 (Safety Officer)

2001年に労働安全衛生規則が改正されて、従来の「Safety Man」が安全技士 (Safety Officer) と称されるようになった。安全技士は、従来の Safety Man と同様、事業場の衛生管理も担当する。

今回の改正により資格要件が強化されている。すなわち、教育コースを修了しなければならない点は従来と同じであるが、常勤安全技士は安全専門家又は安全コンサルタントでなければならないこととなった。

安全技士は我が国の安全管理者に近いが、具体的な業務は Rule 1047 に規定されており、前述のとおり労働衛生に関する業務も含まれている。主な業務は、①安全衛生委員会の事務局、②安全衛生に関する全ての事項について、使用者及び労働者に対しアドバイザーとして機能すること、等である。

また、この資格については Rule 1033 (Training and Personnel Complement) において次のように規定されている。①安全技士は、指名にあたって労働条件局が定める教育コースを修了しなければならない。②常勤安全技士は、労働条件局が認定した安全専門家 (Safety Practitioner) 又は安全コンサルタントでなければならない。

安全技士の専任義務は、Rule 1033 に次のように規定されている。

表 1 2 - 1 危険有害業務事業場

労働者数	安全技士数	
	危険有害業務	高度危険有害業務
1 ~ 50	非常勤 1 名	常勤 1 名
51 ~ 200	常勤 1 名	常勤 1 名 + 非常勤 1 名
201 ~ 250	常勤 1 名 + 非常勤 1 名	常勤 2 名
251 ~ 500	常勤 2 名	常勤 2 名 + 非常勤 1 名
501 + 500 名ごとに	常勤 1 名追加	
501 + 250 名ごとに		常勤 1 名追加

表 1 2 - 2 上記以外の一般事業場

労働者数	安全技士数	労働者数	安全技士数
1 ~ 250	非常勤 1 名	751 ~ 1000	常勤 2 名
251 ~ 500	非常勤 2 名	+ 500 名ごとに	常勤 1 名追加
501 ~ 750	常勤 1 名		

(b) 救急処置者、労働衛生看護師、労働衛生医・歯科医及び労働衛生専門家

これらの資格は、Rule 1964.01 に規定されている。例として救急処置者と労働衛生医を見ると、救急処置者は、「読み書きができ、フィリピン赤十字社又は赤十字社が認定した機関が行う救急処置コースを修了していなければならない。(A first-aid must be able to read and write and must have completed a course in first-aid conducted by the Philippine National Red Cross or any organization accredited by the same.)」と規定されており、労働衛生医は、「非常勤又は常勤にかかわらず、医師試験局の試験に合格し、フィリピンにおいて医療行為ができる免許を有し、かつ、労働条件局、フィリピン大学公衆衛生学部又は労働条件局が認定した機関の行う、基礎労働医学コースを修了していなければならない。(A physician, whether part-time or full-time, must have passed the examination given by the Board of Examiners for Physicians, is licensed to practice medicine in the Philippines, and a graduate of Basic training course in occupational medicine conducted by the Bureau, the College of Public Health of the University of the Philippines, or by any institution/organization duly accredited by the former.)」と規定されている。

労働衛生管理については、労働安全衛生規則では予防的労働衛生サービス (Rule 1961.04) 及び緊急医療サービス (Rule 1963.02) について規定されており、前者は小規模事業場では労働衛生専門家 (医師でなくとも資格を得ることができる。) を選任すること、また中規模以上の事業場では労働衛生医を選任することと規定されている。

労働衛生の資格である救急処置者、労働衛生看護師、労働衛生医/歯科医は免許又は修了証を所持し、かつ、講習修了を義務付けている点では、制度的に我が国より進んでいるとも考えられる。

(ヌ) ベトナム

法規により制定された資格制度がある。証明書は、訓練機関が発行する。根拠法規は、Circular No.13 / Ministry of Health である。ただし、これに関する Labour Code は MOLISA から出ている。

Medical College (3年コース) を卒業した Technical Nurse がこの任務に就く。したがって、ほとんどが女性である。

次の資格区分がある。: undergraduated, graduated, post-graduated

試験/訓練の方法には、筆記試験、実技試験、講義による訓練、実技による訓練がある。資格の有効期限は3年間。更新時の手続きは、ボーイラー等とほぼ同じで、5つのクラスがある。

ちなみに医師には3つのレベルがあり、それぞれが9つのクラスに分類されている。5番目のクラスになると、上のレベルに移る試験を受けることができる。

資格保持者の人数は、把握されていない。

(ル) 香港

工場・産業設備(安全責任者、安全管理者)規則に Safety Officer 等の規定がある。Safety Officer は衛生関係も担当するので、衛生管理者に相当すると想定される。

Safety Officer は教育と経験があれば勞工処に登録する。100人以上の建設業、造船業が主な対象で要求内容は高い。事業場に所属する社員である。

Safety Auditor は、別の法律が1999年に制定され未実施であるが、100人以上の労働者がいる工場、建築サイト、コンテナポート、造船所、発電所、ガス工場は半年か1年ごとに Safety Audit を行うことになる。Safety Auditor は自社員又は Safety Consultant でもよい。

Safety Review Officer は50～99人の事業場が対象で事業主が指名する。

(ロ) マレーシア

衛生管理者と同等の資格制度はないが、労働安全衛生法に基づき制定された安全衛生管理者(Safety and Health Officer)制度が対応する資格であると考えられる。この資格については、労働安全衛生法第29条第2項において「本条の適用を受ける事業者は、能力のある者(competent person)を雇用して職場の安全衛生管理者を務めさせなければならない。」と規定されている。

また労働安全衛生(安全衛生管理者)令において、次の事業場に安全衛生管理者を雇用しなければならないと規定されている。(資料10-3)

- ① 2千万リンギット(約6.6億円)以上の建設工事
- ② 労働者100人以上を雇用する造船業、ガス・石油事業、化学品製造業、ボーイラー圧力容器製造業、金属製品製造業、木材製品製造業、セメント製造業
- ③ 500人以上を雇用する前記の業種を除く製造業

安全衛生管理者になることができる者については、労働安全衛生(安全衛生管理者)規則において次のように規定されている(資料10-4)。実際には②による者が多い。



① 労働安全衛生局長の推薦に基づき人的資源省大臣が承認した労働安全衛生又は同等の課程で大学等を卒業した者、または 10 年以上の安全衛生管理の経験を有する者が労働安全衛生局長の登録を受けることができる（規則第 6 条第 1 項 a 及び c）。

② NIOSH が実施する教育コースを修了し、3 年以上の経験を有する者が登録を受けることができる（規則第 6 条第 1 項 b、第 3 項）。

安全衛生管理者登録の有効期限は 3 年間である。ただし、少なくとも年 1 回教育を受けることが更新の条件である（規則第 8 条、第 10 条）。

(7) メキシコ

メキシコでは、衛生管理者に関する公的資格はない。

(8) インド

日本ボイラ協会からの資料によると、Safety Officer 制度がある。（The Factories Act 第 40 条 B）

(6) 安全衛生コンサルタント関係

イ. 資格制度の有無

アメリカでは、民間資格である CSP（Certified Safety Professional：認定安全技士）及び CIH（Certified Industrial Hygienist：認定インダストリアルハイジニスト）がよく知られている。これら以外にも民間のコンサルタント資格がある。法規に基づく資格ではないが、社会的に広く認知されている。

情報が得られた国・地域のうち、公的な資格制度がある国は、韓国、フィリピンである。インドネシアでは、衛生管理者の項で述べた Safety Expert が活用されている。シンガポール、マレーシアでも登録された安全（衛生）管理者がコンサルタント的役割を行っている。

タイ、台湾、中国、ベトナムには資格制度はない。オーストラリア、香港には制度がある様だが、不明である。

ロ. 資格の種類、区分、取得と更新

韓国では、試験に合格した者は労働部に登録することにより業務を行うことができる。フィリピンでは、研修コースの修了などの条件の下で政府機関による認定が行われる。いずれも免許制度となっている。

韓国では、産業安全指導士、産業衛生指導士の資格に分かれている。フィリピンでは、労働安全衛生専門家と労働安全衛生コンサルタントの別がある。

フィリピンでは労働安全衛生専門家免許の有効期限は 3 年である。

ハ. 各国・地域の状況

#### (イ) アメリカ

民間資格である認定安全技師（Certified Safety Professional：CSP）及び認定インダストリアルハイジニスト（Certified Industrial Hygienist：CIH）はよく知られている。これら以外にも民間のコンサルタント資格がある。

連邦及び各州においてコンサルタント業務に関する免許制度を設けている例はないが、州が行う事業に関与するコンサルタントには一定の要件を課すものがあるので、実質的には免許要件と考えられており、上記資格が利用されている。例えば、ニューヨーク州では、各企業が「職場安全及び損失防止プログラム」を作成する場合には、規則により、上記の資格を持つコンサルタントによるコンサルティングを受けなければならないとされている。その規則の関係条文を資料5-8に示す。

日本労働安全衛生コンサルタント会の資料によると、アメリカのCSPとCIH資格は、次のようである。

CSPとCIHは、それぞれ労働安全と労働衛生の専門技術者に与えられる資格の中で、最も権威が高いものである。それぞれ資格認定のための機関として、認定安全技師委員会（BSCP）及び米国認定インダストリアルハイジニスト委員会（ABIH）が設立されており、また認定されたコンサルタントの団体として米国安全技術者協会（ASSE）と米国インダストリアルハイジニスト協会（AIHA）がある。いずれも民間団体である。

資格認定の要件には、学歴、実務経験及び試験合格の三つの要素がある。

学歴については、CSP、CIHのいずれも、BCSP又はABIHが指定するカリキュラムを有する大学の指定された学科の学士課程を修了していることが最低要件となっている。CSP又はCIHの多くは修士課程を修了している。

実務経験については、受験資格として、CSPでは4年間、CIHでは5年間の実務経験が必要とされている。経験の内容は、CSPでは、フルタイムの勤務（週35時間以上）、安全に関する業務が50%以上、専門的内容で責任範囲が広いことなどの条件がある。

筆記試験については、CSP、CIHのいずれも、基礎及び総合能力の二段階の筆記試験に合格する必要がある。試験範囲は、我が国のコンサルタント試験と比べはるかに広いようである。

CSP、CIHのいずれも、安全衛生専門技術者としての活動及び能力向上を続行していないと資格を失う仕組みとなっている。例えばCIHの場合では、更新のために5年間に40ポイントの点数を獲得する必要がある。ポイントは、実務（5年間で15点）、論文の発表、業界活動への参加、及び講習受講（1日当たり1点）等により獲得する。

#### (ロ) インドネシア

事業場外部の安全衛生専門家としても、前記のSafety Expert制度が利用されている。

(a) 安全法（Act No.1 on Safety 1970）（1970年1月12日公布）第5条(1)で、安全法の一般的施行は担当局長が行い、事業場への監督は安全監督官又はSafety Expertが行うとされている。同条の解説によると、安全衛生監督には幅広い知識・経験が必要であるが、労働省内部だけではその人的資源が不足しているので、民間からの人材を活用することとしたとされている。

(b) 安全監督官及び Safety Expert の任命要件、権限及び義務に関する労働・移住・協同組合大臣規則（1978年3月10日付け）（「労働・移住・協同組合省」は、1973年3月から1978年3月までの名称）第5条で、Safety Expert は、担当局長の要請に応じて事業場に立ち入り、臨検監督を行うとされている。安全監督官との違いは司法警察権限を有しないことのみであり、機械等の使用停止命令をかけることもできる。

(ハ) オーストラリア

アンケートでは「ある」と回答されている。詳細は確認できなかった。

(ニ) 韓国

現地調査ではこのような資格制度は無いとの回答を得たが、実際には、産業安全保健法第6章の2（第52条の2から第52条の9）に、「産業安全指導士」、「産業衛生指導士」の資格があり（資料7-3）、これらは日本の安全及び衛生コンサルタントとほぼ同様の制度と思われる。

第52条の8（類似名称の使用禁止）に、「指導士でない者は、産業安全指導士・産業衛生指導士又はこれと類似の名称を使用してはならない。」という規程がある。また、第52条の9（指導士の教育）に、「指導士は、労働部令が定めるところにより職務教育を受けなければならない。」とも定められている。

(ホ) シンガポール

コンサルタントについては、登録安全管理者がコンサルタント的な役割を行っているが、特別な規定はない。

(ヘ) タイ

制度化されていないが、安全・衛生の専門家と称する人が「安全衛生コンサルタント」と名乗っている場合がある。

なお、労働社会福祉省労働安全衛生監督部（OSHID）によるアンケート回答では、次の者が資格を得ると記載されている。法的根拠は不明である。

- ①職業保健又は関連分野での学士以上の学歴の者
- ②少なくとも高度の職業証明があり、指定された訓練と試験を受けた者
- ③内務省の告示に基づく職業安全の訓練と試験を受けた Safety Officer であって、再訓練と再試験を受けた者
- ④ Safety Officer として5年以上職務を果たし、過去2年間に災害を年率10%以上減少させた実績を持ち、労働社会福祉省の指定する機関において訓練と試験を受けた者

(ト) 台湾

安全衛生法（1974年）には資格があったが、1991年改正でなくなった。既得者の廃

止はしていないので、問題が残っている。(現在 13 社残っている。)

(フ) 中国

現在コンサルタント資格はない。しかし、安全スタッフのための資格を導入しようとする構想がある。ここでいう安全スタッフとは、企業内の安全担当者も含むが、多くの企業の安全管理の診断指導をすることが主な任務と想定されており、安全コンサルタントに近い職種のものである。

(リ) フィリピン

我が国の労働安全・衛生コンサルタントに相当する資格には、労働安全衛生専門家 (Practitioner in Occupational Safety and Health) と労働安全衛生コンサルタント (Occupational Safety and Health Consultant) があり、労働雇用省長官が労働条件局長の推薦 (Recommendation) に基づき認定するものである。

(a) 安全衛生専門家

労働条件局の審査を受け、かつ、正当に認定された者で、労働安全衛生業務を遂行するものと定義される (Rule 1032-3)。

また、この資格については Rule 1034.01 Requirements for Accreditation of a Practitioner in OSH において次のように規定されている。

- ① 労働条件局が定める基礎安全衛生コース (Basic OSH Training Course、40 時間) を修了しなければならない。
- ② 3 年以上の安全衛生に関連する経験を有しなければならない。
- ③ Rule 1964.01 (労働安全衛生管理業務に従事する救急処置者、看護師、医師、歯科医師の資格についての規定) に規定する資格を有しなければならない。又は
- ④ フィリピン国内での専門職の実務に従事するための正当な免許を持たなければならない (前③以外の者が、例えば機械技師としての PME (専門機械技師) 又は RME (登録機械技師) の免許を持っていること)。又は
- ⑤ カレッジを卒業しているが、上記の免許を持たない者は、4 年以上の労働安全衛生に関する経験を有しなければならない。
- ⑥ 上記以外の者は、10 年以上の労働安全衛生の経験を有しなければならない。

なお、労働条件局の認定を受けた者には、有効期間 3 年の免許 (Certificate) が交付される。

(b) 労働安全衛生コンサルタント

労働安全衛生専門家の上位の資格であり、「労働安全衛生に関する専門家又は専門家の集団若しくは組織であつて、少なくとも別添 A (省略) に掲げる 2 以上の分野の労働安全衛生に関する指導・助言を行うことを労働条件局から認定されたもの (OSH Consultant refers to any practitioner in OSH or group of persons or organizations duly accredited by the Bureau to practice, perform and/or render consultative and/or advisory services on OSH in at least two (2) fields of specialization as enumerated in Annex "A".)」と定義される (Rule 1032-4)。